

出席停止に伴う受診結果報告書の提出について

学校は子どもたちが集団生活を営む場であるため、伝染病にかかっており、またはかかるおそれのある場合は、学校保健安全法第19条により出席を停止することができます。その場合、その理由及び期間を知る必要があり医師の診断が必要です。学校では出席停止の扱いをいたしますので、「受診結果報告書(保護者記入)」と「検査結果」もしくは「薬の処方箋のコピー」を提出して下さるようお知らせいたします。

尚、用紙の提出がない場合は欠席扱いとなります。

主な学校感染症の出席停止期間

麻疹(はしか)・・・解熱した(熱がさがった)後3日を経過するまで

風疹(3日はしか)・・・発疹が消失するまで

水痘(水ぼうそう)・・・すべての発疹が痂皮下するまで(かさぶたになるまで)

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・・・耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹(はれ)が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

百日咳・・・・・・・・・・特有の咳が消失するまで。または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

咽頭結膜熱(プール病)・・・主症状が消退した後2日経過するまで

流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・・・感染のおそれがなくなるまで

※インフルエンザとコロナ感染症は別の指定の用紙があります。

*受診結果は保護者が記入し、学級担任を通じて保健室まで提出してください。

令和 年 月 日

宜野湾市立真志喜中学校 様

受診結果報告書

医療機関名 _____

医師から次のような指導を受けました。

1、診断名 _____

2、欠席期間 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日

3、その他

以上報告いたします。

_____ 年 組 番 生徒氏名

_____ 保護者名 _____ 印